

令和4年度
事業計画書

社会福祉法人 亀山市社会福祉協議会

◇目 次

| | | |
|--------------------------|-------|---------|
| ■基本方針 | ．．．．． | P1 |
| ■重点項目 | ．．．．． | P1～P3 |
| ■事業実施項目 | | |
| 1 法人運営事業【総務係】 | ．．．．． | P4～P5 |
| 2 地域福祉事業【地域福祉係】 | ．．．．． | P6～P8 |
| 3 生活支援事業【生活支援係】 | ．．．．． | P9～P10 |
| 4 地域包括ケア推進事業【地域包括ケア推進係】 | ．．．．． | P11～P12 |
| 5 福祉サービス事業【福祉サービス事業係】 | ．．．．． | P13～P14 |
| 6 社会福祉センターの運営【福祉サービス事業係】 | ．．．．． | P14 |
| 7 その他 | ．．．．． | P14 |
| 8 使命・経営理念・組織運営方針 | ．．．．． | P15 |

令和4年度 社会福祉法人亀山市社会福祉協議会 事業計画書

■ 基本方針

新型コロナウイルスの感染拡大により、人と人とのつながりが制限され、生活困窮に陥ってしまう方や居場所をなくしてしまう方が増加するなど、現在もなお、人々の暮らしに大きな影響を及ぼしています。

このような中、亀山市社会福祉協議会では、地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり、参画することで、その人らしい生活ができる「地域共生社会」の実現を目指し、複雑化・多様化する福祉課題、生活課題に対応するため、法人運営、地域福祉、相談支援、福祉サービス事業の各部門が相互に連携しながら、地域福祉の推進に取り組んでいます。

本年度は、市と一体的に策定した第2次亀山市地域福祉計画（後期）に基づき、支援すべき人の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を市と連携しながら一体的に行う重層的支援体制の整備を図っていきます。さらに、成年後見制度における中核機関の受託に向け、法人後見も含めた体制整備を行っていきます。

また、福祉サービス事業においては、引き続き質の高いサービス提供に努めるとともに、介護保険サービス事業所並びに障がい福祉サービス事業所の安定した事業経営に向け、現状の課題分析を通じ、事業の実施体制の検討、協議を行っていきます。

地域福祉計画の基本理念でもある「ともに支え合い ともに暮らせる ふくしのまち」の実現に向けて、地域住民、行政、福祉、医療、保健、教育等の多様な関係者と協働しながら、地域福祉の推進役としての役割を果たしていきます。

■ 重点項目

①組織基盤の強化

本会の使命・経営理念・組織運営方針をもとに、将来ビジョンを明らかにし、取り組むべき重点課題を定め、基盤強化を図るため中期経営計画を策定します。また、人材育成計画に基づき、職員の人材育成に積極的に取り組むとともに、経営組織のガバナンス強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化等、目指すべき将来像に向けた事業経営に努めます。

②第2次地域福祉計画（後期）の推進

地域社会の変容が見られる中、より一層地域福祉を推進していくため、後期計画を市と一体的に策定しました。地域福祉にかかる関係機関・団体等との連携のもと、市民や地域の支援者、市民活動団体、福祉事業者等との協働によって推進していきます。

③地域福祉力向上重層的支援体制整備事業の推進

令和 3 年 4 月の社会福祉法の改正により、支援すべき人の属性や分野を越えた取り組みを柔軟に行う重層的支援体制整備事業が創設され、市町村が実施する事業と位置付けられました。そのような中で、亀山市が令和 4 年度から本事業に取り組むことから、本会としても市と一体となって、関係機関と連携しながら事業推進に努めていきます。

現在、亀山市では複合的な課題を抱える世帯等に対し、分野を超えた多機関による支援が行えるよう、市に配置している相談支援包括化推進員と本会に配置しているコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が連携し、課題解決に向け、取り組む包括的支援体制を推進しています。現在の体制を基盤としながら、重層的支援体制整備事業の中で位置付けられている「包括的相談支援事業」「参加支援事業」「地域づくり事業」「アウトリーチ事業」「多機関協働事業」の各事業について、本会のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）、地域包括支援センター、生活困窮者自立支援事業、生活支援コーディネーター、ボランティアコーディネーター等の専門職が各機関と情報共有・連携しながら個別支援、地域支援、しくみづくりを行っていきます。

④成年後見制度の活用促進

成年後見制度の利用支援、専門相談、制度の普及啓発や適切な後見人の選任を行うマッチング機能と意思決定支援・身上監護を重視した後見活動を行う後見人支援機能を備えた中核機関の受託に向け、法人後見も含めた体制の整備を行っていきます。

⑤地域包括ケアシステムの実現に向けた機能強化

令和 3 年度に行われた地域包括支援センターの圏域再編に伴い、地域型の地域包括支援センター2 か所と基幹型地域包括支援センターが設置され、本会は基幹型地域包括支援センターを受託しました。

地域包括支援センターは地域住民の保健・医療及び福祉の向上を一体的に実施する中核的な役割を担う機関として設置されており、本会が受託している基幹型地域包括支援センターの役割として、地域型地域包括支援センターの後方支援及び補完的機能・地域ケア会議の開催支援等を行います。

また、生活支援コーディネーターが中心となり、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向け、体制整備等に取り組んでいきます。

認知症の人やその家族を支援する相談業務や、支援体制の構築を目指す認知症地域支援推進員を設置するとともに、サポート医と連携し、集中的・包括的に自立支援を目指す認知症初期集中支援チーム（名称：カナリアチーム）も併せて設置し早期に相談・支援が行える体制を整備しています。

⑥ボランティア活動の推進及び災害ボランティアセンターの機能強化

地域福祉推進の担い手であるボランティアの活動を支援するとともに、コーディネート、相談・支援、情報提供などを積極的に行い、ボランティアセンター機能の充実を図ります。また、災害時に備え、災害ボランティア設置・運営訓練を行うとともに、行政をはじめ、関係機関、団体、近隣社協などとのネットワークの構築に向けて取り組んでいきます。

⑦サロン活動の推進

地域住民やボランティアが主体となって、コミュニティセンターや集会所など地域の身近な場所を活用し、集まって過ごす「憩いの場」を作る「サロン活動」を推進します。高齢者対象の「ふれあい・いきいきサロン」、子育て中の親子を対象にした「子育てサロン」、さらには地域住民誰もが参加できる「コミュニティサロン」の設置数を増やしていきます。

⑧福祉教育推進事業の充実

小中学校及び高等学校、幼稚園、保育所、認定こども園に対し、社会福祉への理解と関心を高めることを目的に福祉教育推進助成事業を実施します。

モデル校、園を指定し、共同でプログラム作成を行うなど学校、園と連携を深めていきます。本会のすべての部門が福祉教育の視点を持ち、本事業に参画するとともに地域や社会福祉法人、福祉サービス事業者等と連携しながら積極的に福祉教育を推進していきます。

⑨福祉サービス事業の充実

介護保険サービス事業（訪問介護）・障がい福祉サービス事業（居宅介護、同行援護、生活介護、特定相談支援、障害児相談支援）においては、各部門と連携しながら、利用者本位で信頼される質の高いサービスを提供するとともに、安定した事業経営に向け、現状の課題分析を通じ、事業の実施体制の検討、協議を行っていきます。

⑩亀山市社会福祉法人連絡会への参画及び支援

亀山市内に事業所を持つ社会福祉法人が相互に連携及び情報共有、地域における公益的な取り組みを推進するため、亀山市社会福祉法人連絡会への参画及び事務局支援を行います。

■ 事業実施項目

◆ 法人運営事業【総務係】

1 会務の運営

適切な組織運営を行うとともに、常に地域の生活課題や福祉課題に目を向け、これらのニーズに応えることができる組織や事業体制の見直しも計画的に進め、組織体制の強化を図ります。

- ①理事会及び評議員会
- ②監事会
- ③三役会（会長・副会長・常務理事）
- ④役員及び評議員研修会
- ⑤職員研修

2 基盤の強化

自治会の協力のもと、地域住民をはじめ、関係機関・団体、企業等に理解を求め、活動に必要な財源の確保に努めます。また本会の使命・経営理念・組織運営方針をもとに、地域の福祉的ニーズや経営環境の変化を反映し基盤強化を図るため、中期経営計画を策定します。

- ①中長期計画の策定及び推進
- ②会員制度の啓発及び推進（社協会費）

3 社会福祉大会事業

社会福祉関係者が一堂に会し、今後ますますの努力を誓い合い、併せて社会福祉の発展に功績のあった方々を表彰するため、亀山市と共催で第18回亀山市社会福祉大会を開催します。

4 福祉移送サービス事業 <市委託事業>

花しょうぶ号（福祉車両）による歩行困難や寝たきり状態の方を対象にした通院の送迎や公共機関への手続き等のための移動支援を行います。

5 介護機器貸出事業

健康増進と家族の身体的、精神的な負担の軽減を図り、社会参加を促進することを目的として在宅の高齢者や障がい者などに対して車椅子及び歩行器の貸し出しを行います。

6 入れ歯リサイクル事業

「総合保健福祉センターあいあい」及び「社会福祉センター」に入れ歯回収ボックスを設置し、不要になった入れ歯、アクセサリ等を回収、リサイクルしてその益金を財団法人日本ユニセフ協会に寄付することにより、世界中の恵まれない子ども達を支援します。

7 亀山市社会福祉法人連絡会への参画及び支援

亀山市内に事業所を持つ社会福祉法人が相互に連携及び情報共有、地域における公益的な取り組みを推進するため、亀山市社会福祉法人連絡会に参画します。また、本会のホームページを通じて情報発信に努めるとともに、連絡会の事業が円滑に行えるよう事務局業務等の支援を行います。

8 日本赤十字社三重県支部亀山市地区

①赤十字社員増強・活動資金募集運動の展開

毎年5月を「赤十字運動月間」として、自治会の協力のもと、地域住民に赤十字事業への参加、協力を求めています。

②災害救援物資等の支給

市内に発生した災害の罹災者に対し、救援物資等の支給を行います。

③救急法講習会への講師派遣並びに救護要員の派遣

自治会や学校関係者などが開催する救急法講習会や多人数の参加する行事に対し日本赤十字社三重県支部から講師並びに救護要員を派遣します。

9 福祉団体支援（事務局）

福祉活動団体の支援として下記の団体の事務局業務を担います。

- ①亀山市民生委員児童委員協議会連合会
- ②亀山市老人クラブ連合会
- ③亀山保護司会
- ④亀山更生保護女性会
- ⑤亀山市遺族会

◆ 地域福祉事業【地域福祉係】

1 第2次地域福祉計画（後期）の推進

地域社会の変容が見られる中、より一層地域福祉を推進していくため、後期計画を市と一体的に策定しました。地域福祉にかかる関係機関・団体等の連携のもと、市民や地域の支援者、市民活動団体、福祉事業者等との協働によって推進します。

① 亀山市地域福祉推進委員会

2 地域福祉力向上重層的支援体制整備事業 <市委託事業>

複合的な課題を抱える世帯等に対し、分野を超えた多機関による支援が行えるよう、市に配置している相談支援包括化推進員と本会に配置しているコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が連携し、課題解決に向け、取り組む包括的支援体制を推進しています。現在の体制を基盤としながら、重層的支援体制整備事業の中で位置付けられている「参加支援事業」「地域づくり事業」「アウトリーチ事業」「多機関協働事業」の各事業について、各機関と情報共有・連携しながら個別支援、地域支援、しくみづくりを行っていきます。

3 小地域ネットワーク活動事業

① 福祉委員会の活動支援（地域まちづくり協議会助成事業）

福祉のまちづくりを進めていく地域福祉の推進役として、福祉委員を委嘱します。また、地域特性に応じた福祉活動を展開することを目的に助成事業を行うとともに、福祉委員会が行う交流活動や訪問活動、研修会などについてコーディネートを行い、地域の福祉課題に対し地域住民と一緒に対応について協議していきます。

② 福祉委員研修事業

新任の福祉委員を対象に、地域での見守り活動を実践する上での基本的な知識や技術についての研修を実施します。

また、スキルアップ研修として認知症サポーターの研修を実施するとともに、障がいへの正しい理解についての研修も実施します。

③ 安心見守り訪問事業

福祉委員会を中心に地域内のひとり暮らし高齢者を対象に見守り訪問活動を行い、高齢者の孤立化の防止と福祉課題の早期発見を目指します。

4 ボランティアセンター事業

ボランティアの育成及び活動の支援、ニーズの把握等を行い、ボランティア活動の活性化を図ります。

①登録及び斡旋

- ・ボランティアセンター登録、保険加入
- ・ボランティアコーディネート（相談、調整、斡旋等）
- ・ボランティアセンター登録ネットワーク会議の開催

②養成及び研修

- ・ボランティア講座及び養成の実施
- ・災害ボランティアセンター事業
災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施
三泗鈴亀ブロック社協災害時広域連携協議会へ参画
市総合防災訓練参加
- ・災害ボランティア支援センター事業
ボランティアの募集、義援金・活動支援金の募集
ボランティア保険の加入手続き
被災者の受け入れ支援 等

③活動助成

- ・福祉ボランティア基金助成金配分事業
- ・あいあい祭り実行委員会

5 福祉教育推進事業

①福祉教育推進助成事業

小中学校及び高等学校、幼稚園、保育所、認定こども園に対し、社会福祉への理解と関心を高めることを目的に福祉教育推進助成事業を実施します。モデル校を指定し、共同でプログラム作成を行うなど学校、園と連携を深め、更なる福祉教育の充実を図ります。

②中学生福祉体験教室

市内の社会福祉施設において、高齢者や障がい者の方々とふれあい・交流を通じて、福祉に対する理解を深めることを目的に開催します。

③福祉ボランティア基金啓発造成（街頭募金）

市内高等学校の協力のもと街頭での募金活動を実施します。

6 サロン活動推進事業

地域住民やボランティアが主体となって、コミュニティセンターや集会所など地域の身近な場所を活用し、集まって過ごす「憩いの場」を作る「サロン活動」に対し、助成事業や交流会を開催し支援を行います。

- ①ふれあい・いきいきサロン（介護予防普及啓発事業）
- ②子育てサロン（子育て中の親子を対象）
- ③コミュニティサロン（地域住民誰もが参加できるサロン）

7 広報啓発事業

- ①「社協だより」の発行

社会福祉協議会の事業を始め地区福祉委員会、ボランティアなどの活動を紹介するため年4回、市内全世帯に配布します。

- ②ホームページ・フェイスブックの運営

インターネットを利用して最新の情報や各種募集（助成金など）、社会福祉協議会の概要や活動内容について情報の発信を行います。

8 各種福祉団体等への助成及び支援

- ①団体支援

高齢者・障がい者・子育て支援・低所得者支援・多文化共生支援団体等、多様な福祉活動を行う当事者または支援団体に対し、情報提供や助成などの支援を行います。

- ②歳末たすけあい援護金

生活保護世帯入学祝金、修学旅行費補助を行うとともに、生活保護世帯、特別障害者手当受給者、準援護家庭等に対し、歳末たすけあい募金配分金を配布します。

9 共同募金会事業

- ①三重県共同募金会亀山市共同募金委員会の事務局
- ②赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金運動

◆ 生活支援事業【生活支援係】

1 総合相談事業

①福祉なんでも相談

生活困窮者自立支援事業の相談窓口を活用し、福祉全般の相談を受ける「福祉なんでも相談窓口」を開設して、複合的な福祉課題を抱える相談者に対し、支援会議を通じて適切な相談援助を行います。

②心配ごと相談所（公証人等による相談）の開設

日常生活上のあらゆる心配ごとに対し、民生委員・児童委員及び学識経験者による相談を行うとともに、相続、遺言、賃貸借、離婚等に関することに対し、公証人等による適切な助言、指導を行うことを目的に実施します。

③社協による法律相談の開設

成年後見制度などの権利擁護に関する相談に対し、弁護士による適切な助言、指導を行うことを目的に実施します。

2 日常生活自立支援事業 < 県社協委託事業 >

亀山日常生活自立支援センターにおいて、高齢や障がいにより、判断能力に不安のある方に対し、関係機関と連携を取りながら、福祉サービス利用援助や日常の金銭管理等の支援を行い、相談機能と生活支援機能の充実を図ります。

3 成年後見制度の活用促進

成年後見制度の利用支援、専門相談、制度の普及啓発や適切な後見人の選任を行うマッチング機能と意思決定支援・身上監護を重視した後見活動を行う後見人支援機能を備えた中核機関の受託に向け、法人後見も含めた体制の整備を行っていきます。

4 生活困窮者自立支援事業 < 市委託事業 >

①自立相談支援事業

生活に困っている方が、早い段階で自立した生活に戻れるように、専門性を有する支援員（主任相談支援員、相談支援員、就労支援員）が相談に応じ、自立支援計画の作成等さまざまな問題に対応した支援へとつなげます。

また、重層的支援体制整備事業に位置付けられている包括的相談支援事業者として、世代や属性にかかわらず、包括的に相談を受け止め、必要に応じて多機関協働事業につなげるなど支援関係機関と連携を図っていきます。

②家計改善支援事業

失業や債務問題などを抱え家計に問題のある人に、家計の再建に向け専門員（家計改善支援員）が支援計画を作成し、必要に応じた支援につないでいきます。

5 貸付相談及び貸付事業

生活困窮者や高齢者、障がい者に対し、相談援助及び生活福祉資金（県社協委託事業）や福祉金庫の貸付を行い、生活困窮者自立支援事業と連携し、地域で自立生活を営むことができるよう支援します。

また借受人に対し生活相談等を行い、償還や免除の手続きについても丁寧に対応します。

6 緊急食糧等提供事業

市内在住の低所得者等が、緊急的かつ一時的に生活の維持が困難となった場合に食糧等の生活に必要な現物等を提供し、世帯の自立を促し社会の一員として円滑な社会生活が送れるよう支援します。また、風水害等の災害時に「あいあい」に一時避難された方に対しても提供します。

また、三重県社会福祉協議会が実施する生活困窮者支援緊急食糧提供事業及び緊急時物品等支援事業をはじめ、三重県食品提供システムなど様々な企業、団体、個人等から寄付される食品等も活用しながら支援を行います。

7 あんしん賃貸支援事業

三重県居住支援連絡会へ参画し、居住支援団体として不動産店等と連携し、高齢者、障がい者世帯等の入居を受け入れられる民間賃貸住宅に関する情報などを提供します。また、様々な住宅支援サービスの提供を促すことにより、高齢者等の住居の安定確保と安心できる賃貸借関係の構築を目的とし、住居に関する各種サポートの提供を行います。

◆ 地域包括ケア推進事業【地域包括ケア推進係】

1 基幹型地域包括支援センター事業 < 鈴鹿亀山地区広域連合委託事業 >

基幹型地域包括支援センターの役割として、従来の地域包括支援センター機能（介護予防支援事業所業務を除く）に加えて、2か所の地域型地域包括支援センターの平準化や後方支援の役割を担います。また、地域包括支援センターや多職種が支援する個々の事例から地域課題を把握し、地域ケア会議を開催しながら地域の仕組みづくりに繋げる働きかけを進めていきます。

①総合相談支援

市民の総合相談窓口であり、重層的支援体制整備事業に位置付けられている包括的相談支援事業者として、世代や属性にかかわらず、包括的に相談を受け止め、必要に応じて多機関協働事業につなげるなど支援関係機関と連携を図っていきます。

②地域型地域包括支援センター業務平準化と後方支援

圏域内の支援にばらつきがないように、情報共有や協議の場の設定に努めます。また虐待や困難事例等に対し地域型地域包括支援センターと協働し支援に努めます。

③多職種によるネットワーク構築と、地域課題の把握及び地域ケア会議開催支援

専門職や地域と連携し地域課題を抽出し、地域型包括支援センターが行う地域ケア会議の開催支援や、地域の仕組みづくりの構築を目指します。また、各種専門職の連絡会等の育成及び開催支援を行います。

④集いの場の開設検討

介護予防を目指した集いの場の開設について、亀山市と検討します。

⑤自立支援型ケア会議の開催

事業対象者や要支援者等の軽度者について、自立支援に資するケアマネジメントを検討します。

2 地域支援事業 <市委託事業>

①第1層生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく暮らしていけるよう、亀山市全体を活動範囲とする生活支援コーディネーター（第1層）が、市内2圏域の生活支援コーディネーター（第2層）と連携し、生活支援、介護予防のしくみづくりを推進します。

- ・地域や専門職のネットワークづくり
- ・地域の現状把握（地域福祉カルテの作成）
- ・ふれあい・いきいきサロンの推進
- ・住民同士の支え合い活動（ちょこボラ）の推進

②認知症地域支援推進員の配置

認知症の人やその家族を支援する相談業務や、生きがいを持って地域で生活できるよう社会参加活動のための支援体制の構築と認知症ケアの向上を推進します。

- ・認知症サポーター養成講座の開催
- ・介護保険サービス事業所向け研修会の開催
- ・認知症地域支援推進員たよりの発行
- ・行政と協働し地域で開催する集いの場の検討

③認知症初期集中支援チーム員（カナリアチーム）の配置

カナリアチームが、認知症または疑われる人やその家族に対してサポート医と連携し、できるだけ初期の段階で、集中的・包括的に支援し、効果的な医療や介護サービス等につなげます。

◆ 福祉サービス事業【福祉サービス事業係】

利用者の立場に立った質の高いサービスを提供していきます。研修会への積極的な参加や法令順守の徹底、リスク管理の強化にも取り組んでいきます。

また、安定した事業経営に向け、現状の課題分析を通じ、事業の実施体制の検討、協議を行っていきます。

1 介護保険制度

①訪問介護事業所

要介護・要支援及び事業対象者と認定された方に入浴、排泄、調理、洗濯など生活全般にわたる支援を行います。

- ・訪問介護（身体介護・生活援助等）
- ・介護予防・日常生活支援総合事業（身体介護・生活援助等）

2 障害者総合支援制度

①居宅介護事業所

障害福祉サービス受給者証の交付を受けた方に訪問介護員が居宅に訪問し、利用者が安心して在宅生活が送れるように家事援助（食事の用意、洗濯、掃除等）や身体介護（入浴介助、オムツ交換等）を行います。

②移動支援事業 <市委託事業>

障がい者等に対して、徒歩や公共交通機関を使って、買い物や余暇活動の移動の援助を行います。

③同行援護事業所

障害福祉サービス受給者証の交付を受けた視覚障がい者に外出するための移動支援を行います。

④指定生活介護事業所「つくしの家」

- ・「つくしの家」（主たる事業所 定員 25 名）
- ・「なかまの部屋」（従たる事業所定員 12 名）

個別支援計画に基づき、個々の能力に応じた支援をしていきます。日常生活上の支援や介助のほか、創作的活動、軽運動、生産活動等の機会の提供を通じて生活能力の維持や向上に必要な支援を行います。また民生委員・児童委員や地元小学校、ボランティアサークルとの交流をするなかで、障がい者理解の啓発や、地域交流の大切さを発信していきます。

⑤日中一時支援事業 <市委託事業>

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労や支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図る日中

一時支援事業を行います。

⑥特定相談支援事業所

障害福祉サービスを申請した障がい者（児）に相談やサービス利用計画案の作成を行います。

⑦障害児相談支援事業所

障害者通所支援を申請した障がい児に相談や障害児支援利用計画案の作成を行います。

◆ 社会福祉センターの運営【福祉サービス事業係】

1 社会福祉センターの管理

福祉関係団体など多くの市民に会議・交流の場として提供しています。施設利用者の利便性、安全性に配慮するとともに、より多くの市民に利用していただけるよう、計画的な管理・運営を行います。

◆ その他

1 関係機関への協力、参加

行政等が設置する各種委員会、会議などに積極的に協力し、参加します。

2 実習生の受け入れ

福祉の人材を育成することは、法人の社会的責務であることから、積極的に社会福祉士、介護福祉士、ホームヘルパー、看護師の実習生を受け入れていきます。また、職員には実習指導者研修を受講させ、学校側と連携をしながら充実した、効果的な研修プログラムの整備を行います。

使命 ・ 経営理念 ・ 組織運営方針

(平成 31 年 4 月 1 日 制定)

使 命

亀山市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを推進することを使命とする。

経営理念

亀山市社会福祉協議会は、この使命を達成するために、以下の経営理念に基づき事業を展開する。

- ①住民参加・協働による地域共生社会の実現
- ②地域における利用者本位の福祉サービスの実現
- ③地域に根ざした総合的・包括的な支援体制の実現
- ④地域の課題解決に向けた公益的な取り組みの実践
- ⑤地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへの挑戦

組織運営方針

亀山市社会福祉協議会は、「社会福祉を目的とする事業を営業者」と「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、その使命と経営理念を実現するために、以下により組織運営を行う。

- ①地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たす。
- ②事業の展開にあたって、住民参加を徹底する。
- ③事業評価を適切に行い、効率的かつ安定的な事業経営を行う。
- ④全ての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守する。